

知って得する
原社労士の年金情報



障がい者の皆様へ（そのご家族の方へ）

原 社会保険労務士事務所
TEL・FAX：042-855-5501

障害基礎年金や障害厚生年金といった公的年金をご存じですか？
20歳以上なら請求が可能です。また、その初診日が20歳前であっても20歳になれば請求は可能です。

相談は無料です。一度お話を聞かせてください。

■障害基礎年金■

1 ■20歳前傷病による 障害基礎年金

■ 20歳に達する前に初診日がある病気・ケガで障害になった場合は20歳に達したときに請求ができます。知的障害も対象です。

2 ■障害基礎年金 (受給資格要件)

■ 国民年金被保険者期間中に初診日のある傷病で障害の状態になり障害認定日に1・2級の障害のある人(保険料の滞納が被保険者期間の1/3を超えていないこと)

3 ■年金額

■ 1級は983,100円
■ 2級は786,500円
■ 加入年金は226,300円
■ 子の加算は2人目まで226,300円3人目から75,400円

■障害厚生年金■

1 ■受給要件

■ 厚生年金保険被保険者期間中に初診日のある傷病で障害の状態になり障害等級1～3級の障害のある人で障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たしていること

2 ■300月保障

■ 障害厚生年金は被保険者期間が300月に満たない場合はすべて300月とし300月分に増額されて計算されます。(障害基礎年金を受けられない場合、589,900円の最低保障あり)

3 ■法改正

■ 平成18年4月からこれまで同時に受けられなかった障害基礎年金と老齢厚生年金、遺族厚生年金の併給が可能となりました。

■専門家に相談しよう■

- 障害給付に関する請求は大変複雑です。又、年金額もその計算は複雑です。
- 障害の等級は障害者手帳などの等級とは基準が違います。
(障害者手帳を持っていてもそのことにより受給できるわけではありません)
- 障害厚生年金には障害手当金などの制度もありますが障害手当金を受給した場合、もしその傷病が再度悪化して障害等級3級以上に該当しても、その傷病に対して障害年金を裁定請求することは出来なくなるので注意が必要です。
- **どんな状態でも遠慮なさらずにご相談ください。**

※ 文中にて障がいを漢字にて明記しておりますが法律用語の為ご理解をお願いいたします。(心のバリアフリー)